

広島県訓令第七号

本 庁
地 方 機 関

附属機関の委員等の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

附属機関の委員等の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令

附属機関の委員等の任命等に関する訓令（昭和五十七年広島県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号を次のように改める。

四 地域政策局地域力創造課長

第七条及び第八条を次のように改める。

第七条及び第八条 削除

第十五条から第二十条までを次のように改める。

第十五条から第二十条まで 削除

第二十二条及び第二十三条を次のように改める。

第二十二条及び第二十三条 削除

第二十六条から第二十八条までを次のように改める。

第二十六条から第二十八条まで 削除

第三十三条第八号を次のように改める。

八 土木局建設企画部長

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。